

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十二年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十一項まで、第五十二条の二第三項、第五十三条第一項から第六項まで、第五十四条、第五十四条の二第一項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二項及び</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十二年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十一項まで、第五十二条の二第三項、第五十三条第一項から第六項まで、第五十四条、第五十四条の二第一項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二項及び</p>

第三項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）
、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、
第五十七条の二第一項及び第二項、第五十八条、第五十九条第一項及
び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六
十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条
、第六十八条、第六十八条の二第一項、第六十八条の九、第七十五条
、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項
及び第二項並びに第八十六条の二第一項

三了三十 略

2・3 略

第三項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）
、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、
第五十七条の二第一項及び第二項、第五十八条、第五十九条第一項及
び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六
十一条、第六十二条、第六十八条、第六十八条の二第一項、第六十八
条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項
、第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項

三了三十 略

2・3 略